

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）及び法第2条の2に基づき定められた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）に基づき（注）、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることとされているものである。

（注）後述第2の1(2)のとおり、法については、平成13年4月の制定以降、16年6月及び19年7月に改正され、基本方針についても、16年12月の策定以降、20年1月に改定されているが、本評価においては、実地調査開始時（19年12月）において施行されていた法及び基本方針に基づく政策を対象とすることを基本とし、統計データ等については、できるだけ最新のものを使用した。

〔資料1及び2参照〕

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、文部科学担当）

平成19年3月から21年5月まで

〔資料3参照〕

3 評価の観点

本評価は、法及び基本方針に基づき、総合的に推進することとされている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

本政策は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図り、もって、人権の擁護と男女平等を実現することを目的としており、政策効果は、主に配偶者からの暴力の発生件数の減少という形で発現されるものと考えられる。

しかしながら、配偶者からの暴力が発生していても被害者が自覚していない場合や、加害者からの報復や家庭の事情等から保護を求めることをためらうケースもあるなど、

配偶者からの暴力の発生状況を正確に把握することは容易ではないことから、政策効果を把握するための基礎となる配偶者からの暴力の発生状況に係る政策目標は定められておらず、関係する統計データも整備されていない。このようなことから、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

(1) 実地調査の実施

本政策を所掌する関係7府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省。以下同じ。）、地方公共団体、民間シェルター等の関係団体を対象に、次の観点から実地調査を行い、法及び基本方針に基づき講じられている各種施策が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために有効に機能しているかについて把握・分析した。

① 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備及び利活用の状況（通報、相談、保護等の件数の増減等）並びに行政コストを把握し、どのような効果が上がっているか。

また、地方公共団体における効果的な取組事例にはどのようなものがあるか。

② 関係機関による連携状況を把握し、関係施策の総合的な推進を図るために効果的なものとなっているか。

③ 関係7府省における関係施策に係るフォローアップの実施状況を把握し、目的の達成状況等の把握と施策への反映が効果的に行われているか。

(2) アンケート調査の実施

国、地方公共団体、民間団体等において当該政策に携わる実務担当者及び被害者を対象としたアンケート調査を実施し、現在行われている各種施策の現状認識や満足度、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべきと考える事項等を把握・分析した。

アンケート調査の種類、対象者等は、図表1のとおりである。

なお、アンケート調査の結果については、総務省ホームページに公表している(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/press_20.html)。

図表1 アンケート調査の種類、対象者等

種類	対象者	対象者数	回答者数 (回答率)
実務担当者アンケート	国、地方公共団体等の実務者 (相談、保護等担当職員)	1,797人 (47都道府県、673市町村)	1,275人 (71.0%)
	地方公共団体の実務者 (公営住宅、住民基本台帳等担当職員)	2,066人 (47都道府県、673市町村)	1,271人 (61.5%)
	民間団体の担当者 (全国の民間シェルターの職員)	105人 (105団体)	67人 (63.8%)
被害者アンケート	被害者 (婦人保護施設及び母子生活支援施設 に入所している配偶者からの暴力の被害者)	約2,300人 (47都道府県)	993人 (43.2%)

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成19年3月1日：政策評価計画
- ② 平成20年9月26日：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公表している(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)。

〔資料4参照〕

(2) 「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成19年8月に発足させ、政策評価計画の検討、政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

〔資料5参照〕

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 関係7府省及び最高裁判所のホームページに掲載された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の概要や統計データ等
- ② 内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査報告書（平成18年4月）」
- ③ 内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の「配偶者暴力防止法の施行状況等について（平成15年6月及び19年3月）」